

(運用基準 様式3)
令和7年4月1日

健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課

令和7年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施通所型集団支援業務委託

令和7年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施通所型集団支援業務委託について、公募型プロポーザル方式で受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名	令和7年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施通所型集団支援業務委託
2 委託内容	<ul style="list-style-type: none">・プログラム案及び利用オペレーション案の作成、必要な医療専門職等の人員の確保・利用申し込みの受付・通所型集団支援プログラムの提供 概ね週1回、全8回／1コース（2か月間程度）・南区・栄区・泉区においては6コース、鶴見区・西区・中区・港南区・旭区・磯子区・瀬谷区においては5コースを期間内において実施する。・支援終了後のフォローアップ・実施結果の報告
3 契約の相手方	株式会社ルネサンス、セントラルスポーツ株式会社、公益財団法人横浜YMCA、コナミスポーツ株式会社
4 契約金額	73,633,098円
5 契約日	令和7年4月1日

6 評価結果

実施区	提案者	評価点数	順位
南区	株式会社ルネサンス	644点、632点	1位、2位
栄区	株式会社ルネサンス	632点	1位
栄区	セントラルスポーツ株式会社	575点	2位
泉区	株式会社ルネサンス	632点	1位
泉区	セントラルスポーツ株式会社	622点	2位
鶴見区	セントラルスポーツ株式会社	646点	1位
鶴見区	公益財団法人横浜YMCA	516点	2位
西区	株式会社ルネサンス	638点	1位
中区	株式会社ルネサンス	530点	1位
中区	公益財団法人横浜YMCA	530点	2位
港南区	株式会社ルネサンス	644点	1位
港南区	コナミスポーツ株式会社	616点	2位
旭区	セントラルスポーツ株式会社	638点	1位
旭区	コナミスポーツ株式会社	618点	2位
磯子区	コナミスポーツ株式会社	624点、624点	1位、2位
瀬谷区	コナミスポーツ株式会社	624点	1位
瀬谷区	セントラルスポーツ株式会社	492点	2位

※西区を除き、各区2位の提案者まで選定

7 評価基準・評価委員会開催経過等

- (1) 評価基準
別紙のとおり
- (2) 評価委員会開催日時
令和7年1月20日（月） 13時00分～17時10分
- (3) 評価委員会開催場所
市庁舎13階 N-05会議室及びオンライン（ZOOM）
- (4) 評価委員出席状況
6人中6人出席

8 問い合わせ先 健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課 Tel : 045-671-3464

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とする。

表1 基本的評価事項

評価項目 () 配点	評価の着目点		配点	評価	評価点
会社の業務経歴 (5点)	過去10年間の同種又は類似業務（高齢者の介護予防や健康づくりに関する事業の実績等）の実績の内容及びその件数		5		
予定従事者の経験及び業務実施能力 (10点)	管理担当者	過去10年間の同種又は類似業務（高齢者の介護予防や健康づくりに関する事業の実績等）の実績の内容	5		
	担当者	過去10年間の同種又は類似業務（高齢者の介護予防や健康づくりに関する事業の実績等）の実績の内容	5		
業務実施方針 及び手法 (70点)	業務内容の理解度	当該地域の地域特性や、高齢者（特に後期高齢者）の介護予防や保健指導を行う際に、支援する対象者像に応じた指導すべき点や注意すべき点について理解しているか	10		
	実施環境	会場となる施設及び移動に関する条件について、当該区在住の高齢者が通いやすいものとなっているか	15		
		近隣の環境含め、介護予防や保健指導に活用できる設備等、安全かつ効果的に保健指導や介護予防の取組を行える環境となっているか	10		
	実施体制	確保できる専門職や従事者等の人数や経歴、能力等は適切か	10		
	実施内容	持ち得る資源や人材を活用した、効果的で魅力的なプログラム内容となっているか	15		
	プログラム実施内容以外で、対象者が参加したくなる魅力があるか		10		
取組意欲等 (30点)	業務に対する取組意欲		10		
	理解度、専門技術力		10		
	提案の実現性		10		

評価項目	評価の着目点	配点	評価	評価点
ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組 (3点)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1		
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、よこはまグッドバランス賞の認定の取得、又は若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得	1		
障害者雇用に関する取組 (1点)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%の達成	1		
健康経営に関する取組 (1点)	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1		
評価点の合計　(120点)				

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価とする。
- (2) 評価点は以下のとおりとする。

配点 15…の項目の場合、A=15 点、B=9 点、C=0 点

配点 10 点の項目の場合、A=10 点、B=6 点、C=0 点

配点 5 点の項目の場合、A=5 点、B=3 点、C=0 点

配点 1 点の項目の場合、A=1 点、B=0 点 (C評価はなし)

- (3) 評価委員の合計評価点の 60%を基準点とする（評価委員 6 人全員が評価委員会に出席した場合の満点は 720 点、基準点は 432 点）。基準点に達しない場合は不適格とする。

- (4) 同種又は類似業務の実績については、その認定範囲を明確にし、所定の提出書類に記載すること。

表2 評価の視点

評価項目	評価の着目点		評価			備考
			A	B	C	
会社の業務経歴	過去 10 年間の同種又は類似業務（高齢者の介護予防や健康づくりに関する事業の実績等）の実績の内容及びその件数		適当かつ豊富な実績がある	ACに該当しない	実績が 2 件以下	
予定担当者の経験及び業務実施能力	管理担当者	過去 10 年間の同種又は類似業務（高齢者の介護予防や健康づくりに関する事業の実績等）の実績の内容及びその件数	実績が 5 件以上	ACに該当しない	実績が 2 件以下	
	担当者	過去 10 年間の同種又は類似業務（高齢者の介護予防や健康づくりに関する事業の実績等）の実績の内容及びその件数	実績が 5 件以上	ACに該当しない	実績が 2 件以下	
業務実施方針及び手法	当該地域の地域特性や、高齢者（特に後期高齢者）の介護予防や保健指導を行う際に、支援する対象者像に応じた指導すべき点や注意すべき点について理解しているか		十分に理解している	一定程度の理解がある	理解していない	A評価例 対象者像に応じた高齢者（特に後期高齢者）の介護予防や保健指導のポイントについて正しく説明することができている。
	会場となる施設及び移動に関する条件について、当該区在住の高齢者が通いやすいものとなっているか		十分な条件がある	一定程度の条件がある	通りにくい	A評価例 立地（坂や階段の有無などの地形、電車やバス等の公共交通機関等の利便性等）や送迎等のサービス等により通いやすい環境が整っている。
	近隣の環境含め、介護予防や保健指導に活用できる設備等、安全かつ効果的に保健指導や介護予防の取組を行える環境となっているか		十分な条件がある	一定程度の条件がある	適切な環境といえない	A評価例 体組成の詳細測定など身体状況の評価に効果的な設備がある、見学可能な通いの場が近隣地域に複数ある、などを総合的に判断する。

評価項目	評価の着目点	評価			備考
		A	B	C	
業務実施方針 及び手法	確保できる専門職や従事者等の人数や経歴、能力等は適切か	特に優れている	適切である	適切とはいえない、確保できそうにない	A評価例 高齢者の保健指導について特に豊富な経験を有する専門職の配置や、その他の特に効果的な職種を配置する、専門職をプログラム別に複数人配置するなどの対応が行われている。
	持ち得る資源や人材を活用した、効果的で魅力的なプログラム内容となっているか	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	A評価例 単に仕様に沿った内容ではなく、保有する設備や既存事業（テキスト等含む）、確保した人材を活用し、参加者の楽しさややりがい、継続したい気持ちを生む、魅力ある効果的なプログラム内容となっているかを総合的に判断する。
	プログラム実施内容以外で、対象者が参加したくなる魅力があるか	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	A評価例 筋トレ用マシンの体験や、プログラム参加後に浴場やロッカーが利用できる等参加者が利用可能な設備があるなど、参加してみたいと思わせる、あるいは参加のハードルを下げる工夫が行われている。
取組意欲等	業務に対する取組意欲	非常に意欲がある	意欲がある	意欲がない	
	理解度、専門技術力	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	
	提案の実現性	実現可能が高い	妥当である	妥当とはいえない	

評価項目	評価の着目点	評価			備考
		A	B	C	
ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている (従業員101人未満の場合のみ加算)	策定していない、又は策定しているが 従業員101人以上	—	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている (従業員101人未満の場合のみ 加算)	策定していない、 又は策定しているが 従業員101人以上	—	
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得 (くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、 よこはまグッドバランス賞の認定の取得、又は 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール) の取得	取得している、 又は認定されている	取得していない、 又は認定されていない	—	
障害者雇用に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%の達成	達成している (従業員40.0人以上)、 又は障害者を1人以上雇用している (従業員40.0人未満)	達成していない (従業員40.0人以上)、 又は障害者を1人以上雇用していない (従業員40.0人未満)	—	
健康経営に関する取組	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・ 中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	認定若しくは 認証を受けている。	認定若しくは 認証を受けていない。	—	